

重要事項説明書

共済協同組合 みらいふ

〒160-0214 東京都新宿区西新宿
2-6-1 新宿住友ビル
TEL : 0120-1965-22 (代表)

契約概要 ～ご契約前に特にご確認いただきたい重要なこと

「みらいふ労災共済」

この「契約概要～ご契約前に特にご確認いただきたい重要なこと」は、ご契約に際し共済商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすくご説明したものです。ご契約の前に必ず内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通共済約款を十分にご確認ください。

受付時間：平日午前9時～午後6時 共済協同組合みらいふ事務局 0120-1965-22

商品内容について、ご不明な点がございましたら共済協同組合みらいふ事務局までお問合せください。

【1】みらいふ労災共済の仕組み・特徴

(1) 商品の仕組み

被用者等が労働災害を被った場合で、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます。）に基づく給付を受けた場合に、共済契約者に共済金を支払います。

(2) 共済契約の継続

当組合に本共済契約を継続しない旨の通知がなく、かつ、当組合が本共済契約の継続を承諾した場合は、共済掛金の算定に必要な賃金総額関係資料の提出および継続契約の共済掛金の払込みを条件として、共済契約は継続されます。

(3) 被共済者の範囲

被共済者は、当組合の組合員で、自己を被共済者として、当組合と本共済契約を締結し、同契約上の権利および義務を有し、同権利および同義務を行使または履行できる者で、かつ、当組合が定める共済契約申込書の「契約者」欄に記載されている法人または個人とします。

(4) 補償対象者の範囲

本共済契約の補償対象者は、被共済者に使用され、賃金を支払われる者および労災保険に特別加入している者（以下、「被用者等」という）とします。

各補償内容等詳細につきましては以下の説明をご確認ください。

【2】共済金をお支払いする場合

(1) 死亡共済金：被用者等が労働災害により死亡したとき

(2) 障害共済金：被用者等が労働災害により被った負傷疾病が治癒したとき労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級第1級から第14級までの身体障害が存する場合

(3) 休業共済金：被用者等が労働災害により療養のため労働することができず賃金を受けられない場合

(4) 死亡弔慰金：死亡共済金を支払ったとき

【3】お支払いする共済金

(1) 死亡共済金および障害共済金の額は、共済契約者が共済契約締結時に選択した共済の型に応じ、被災者の平均賃金に、共済金の種別ごとに定められた日数を乗じた額とします。

(2) 休業共済金の額は、被災者の平均賃金の $\frac{2}{10}$ に、(休業日数マイナス3日) を乗じた額とします。ただし、休業共済金の支払は、1,092日分を上限とします。

(3) 死亡弔慰金の額は、共済の型にかかわらず1口あたり50万円とします。

【4】共済金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する場合は、共済金のお支払いができません。

①共済契約者またはその事業場の責任者の故意または重大な過失

②地震、噴火または津波

③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国あるいは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

④核燃料物質（使用済燃料を含みます。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故

(2) 当組合は、次の事由に該当する場合は共済金を支払いません。

①建設の事業であって支払賃金総額により掛金の額を算出する場合において、算出基礎に算入していない臨時の被用者、下請負人およびその被用者にかかる労働災害。ただし、別に定める「みらいふ労働災害共済有期事業担保特則」により契約した有期事業または有期事業の一括事業で、徴収法第11条第3項による労務費率を乗じて得た額を賃金総額とした場合は、共済契約者の事業の下請負事業者で使用された労働者に係る労働災害は適用します。なお、共済契約者が下請負をした事業は適用されないが、別に定める「みらいふ労働災害共済下請事業担保特則」により契約を締結している場合は、この限りではありません。

②風土病による労働災害

③職業性疾病（労働基準法施行規則別表第1の2に列挙されている疾病のうち、被用者等が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明らかなものをいいます。）による労働災害

④伝染病を原因とする労働災害

(3) 当組合は、次の労働災害については共済金を支払いません。

①被災者の故意または重大な過失による被災者自身の労働災害

②被災者の故意の犯罪行為による被災者自身の労働災害

③被災者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔っつてもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による労働災害

④労災保険が給付を決定した労働災害であっても『重要事項説明書【4】共済金をお支払いできない主な場合（約款第15条）』に該当するような労働災害であって当組合が契約している再保険会社が給付の適用を認めない場合は共済金を支払いません。

[5] 共済金の請求

(1) 共済契約者は、共済金を請求するときは、当該労働災害について労災保険法等による給付の支給決定通知を受領した日から30日以内に当組合に請求しなければなりません。ただし、相当の理由があつて期間を限って猶予を書面により申し出、当組合が書面で承諾した期間内に請求した場合は、この限りではありません。

(2) 共済金の請求は、組合所定の「労働災害共済金請求書」に次の書類の写しを添えて当組合に提出してください。これらの書類の提出がないときは、当組合は共済金を支払いません。ただし、当組合が相当の理由があるものとしてその提出の省略を認めた場合はこの限りではありません。

①労災保険法による保険給付支給請求書

②労働者死傷病報告書

③労災保険給付支給決定通知書

④年金受給者の場合は、年金等払込（支払）通知書

⑤第三者行為による場合は、第三者行為災害届

⑥交通事故による場合は、交通事故証明書

⑦通勤災害の場合は、通勤災害に関する事項の届書

⑧その他当組合が必要と認める書類

(3) 前項の書類に、不実の記載をし、もしくは事実を記載しなかったとき、その書類を偽造もしくは変造したときは、当組合は共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、当組合は、その返還を請求することができます。

(4) 共済金の請求権が発生した後3年間を経過しても共済金の請求がないときは、その請求権は消滅するものとします。

(5) 共済契約者は、受領した共済金の全額を、被災者またはその遺族に支払わなければなりません。共済契約者が、この規定に違反したときは、既に受領した共済金のうち被災者またはその遺族に支払わなかった共済金を当組合に返還しなければなりません。

[6] 共済期間について

(1) 責任開始日

1 当組合は、申込書類に記載の申込日と共済掛金の支払日のいずれか遅い日の翌日の午前0時を、共済契約上の責任開始日とします。

2 前項の責任開始日の翌月1日を、契約日とします。ただし、責任開始日が暦日1日の場合は、責任開始日を契約日とします。

(2) 責任終了日

1 共済契約上の責任終了日は、契約日から起算して1年の期間が満了する日とします。

(3) 共済期間

1 共済期間は1年間とし、共済期間中に支払事由に該当した場合に限り共済金を支払います。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に支払事由が生じたときは、共済期間中に支払事由に該当したものとみなします。

[7] 共済金の制限について

(1) 共済金額

1 死亡共済金額の最高は補償対象者の平均賃金の2000日分とし、最低は補償対象者の平均賃金の600日分とします。

2 障害共済金額の最高は補償対象者の平均賃金の2000日分とし、最低は補償対象者の平均賃金の12日分とします。

3 休業共済金額の最高は補償対象者の平均賃金の2/10の1092日分とし、最低は補償対象者の平均賃金の2/10の1日分とします。

4 死亡弔慰金の最高は、100万円とし、最低は50万円とします。

(2) 共済の型

1 共済の型は、ⅢA、ⅢB、ⅡA、ⅡB、ⅠA、ⅠBの6種類とします。

2 前項の型で同時に契約できるのは、次の場合とします。

① Ⅲ、Ⅱ、Ⅰの同一区分の A と B それぞれ 1 口ずつ契約 ② Ⅲ、Ⅱ、Ⅰの同一区分の B のみを 2 口契約共済金支払日数

補償金の種類／型	補償休業	Ⅰ型		Ⅱ型		Ⅲ型		Ⅰ型		Ⅱ型		Ⅲ型	
		A	A+B	A	A+B	A	A+B	B	B+B	B	B+B	B	B+B
死亡補償金		600 日	1,200 日	800 日	1,600 日	1,000 日	2,000 日	600 日	1,200 日	800 日	1,600 日	1,000 日	2,000 日
障害補償金	1 級	600 日	1,200 日	800 日	1,600 日	1,000 日	2,000 日	600 日	1,200 日	800 日	1,600 日	1,000 日	2,000 日
	2 級	600 日	1,200 日	800 日	1,600 日	1,000 日	2,000 日	600 日	1,200 日	800 日	1,600 日	1,000 日	2,000 日
	3 級	600 日	1,200 日	800 日	1,600 日	1,000 日	2,000 日	600 日	1,200 日	800 日	1,600 日	1,000 日	2,000 日
	4 級	480 日	960 日	640 日	1,280 日	800 日	1,600 日	480 日	960 日	640 日	1,280 日	800 日	1,600 日
	5 級	420 日	840 日	560 日	1,120 日	700 日	1,400 日	420 日	840 日	560 日	1,120 日	700 日	1,400 日
	6 級	360 日	720 日	480 日	960 日	600 日	1,200 日	360 日	720 日	480 日	960 日	600 日	1,200 日
	7 級	300 日	600 日	400 日	800 日	500 日	1,000 日	300 日	600 日	400 日	800 日	500 日	1,000 日
	8 級	240 日	480 日	320 日	640 日	400 日	800 日	240 日	480 日	320 日	640 日	400 日	800 日
	9 級	180 日	360 日	240 日	480 日	300 日	600 日	180 日	360 日	240 日	480 日	300 日	600 日
	10 級	120 日	240 日	160 日	320 日	200 日	400 日	120 日	240 日	160 日	320 日	200 日	400 日
	11 級	60 日	120 日	80 日	160 日	100 日	200 日	60 日	120 日	80 日	160 日	100 日	200 日
	12 級	30 日	60 日	40 日	80 日	50 日	100 日	30 日	60 日	40 日	80 日	50 日	100 日
	13 級	18 日	36 日	24 日	48 日	30 日	60 日	18 日	36 日	24 日	48 日	30 日	60 日
	14 級	12 日	24 日	16 日	32 日	20 日	40 日	12 日	24 日	16 日	32 日	20 日	40 日
休業補償金		1 日につき給付基礎日額の 2/10 の額						休業補償なし					
死亡弔慰金		50 万円											

[8] 危険選択の方法

(1) 告知義務

1 共済契約者は、本共済契約の加入申込みの際、次の告知事項について事実を正確に告知しなければなりません。

- ① 共済契約者の住所
- ② 事業場の住所、事業場の名称および事業主の氏名
- ③ 事業の種類（概要）
- ④ 平均被用者数
- ⑤ 賃金総額、共済の型および掛金額
- ⑥ 特別加入者の有無、特別加入者の氏名および希望する給付基礎日額
- ⑦ その他当組合が示す事項、共済金額、被共済者の職業職種等により、共済料が異なります

(2) 通知義務

1 共済契約者は、共済契約締結後、告知義務の告知事項に重要な変更が生じた場合には、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことができない事由によるときは発生を知った後遅滞なく、当組合所定の書面をもってその旨を当組合に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。ただし、その事実がなくなった後はこのかぎりではありません。

[9] 変更制度等

(1) 共済期間中の変更制度

- 1 当組合は、普通共済約款に定める共済の型および口数により、契約の締結を行うものとするが、契約締結後の口数の変更（共済金額の変更）は取り扱いません。
- 2 当組合は、普通共済約款に定める共済の型により、契約の締結を行うものとするが、契約締結後の共済の型の変更は取り扱いません。
- 3 当組合は、共済期間の変更は取り扱いません。

(2) 契約内容変更条項の有無

1 共済金の削減払

- ① 共済事業に損失を生じた場合であって、積立金その他の取崩しにより補填することが出来ない場合は、当組合の総会の議決により共済金を削減して支払うことができるものとする。
- ② 共済金の削減は、損失金を、その事業年度に支払うべき共済金総額と個々の共済契約者等に支払うべき共済金との割合により、個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。

2 共済掛金の追徴

- ① 共済事業に損失を生じた場合であって、積立金その他の取崩しにより補填することが出来ない場合は、当組合の総会の議決により共済掛金を追徴することができるものとする。
- ② 共済掛金の追徴は、損失金を、その事業年度の各共済契約者から徴収すべき共済掛金の総額と各共済契約者から徴収すべき共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

(3) その他特段の制限等

1 被災者の受領報告

- ① 共済契約者は、当組合より共済金を受領したときには、ただちにその金額を被災者またはその遺族に支払い、その際に受領書の交付を受けたうえでそれを保管しなければなりません。ただし、銀行振り込みによる交付を行った場合には、その明細書の保管

をもって代えることができます。

- ②共済契約者は、当組合が求めた場合において、これに対して 30 日以内に前項の受領書等を当組合に提出できないときは、その理由いかんにかかわらず、当組合に共済金を返還しなければなりません。

【10】 付加の範囲

(1) 付加可能な特約

付加できる特約は、ありません

【11】 共済掛金の払込方法

(1) 共済掛金の払込み

- 1 共済掛金は、一括払または分割払とします。
- 2 共済掛金の払込みは、当組合の指定した金融機関等を通じて払い込むものとします。
- 3 前項にかかわらず、共済契約者にやむを得ない事情があるときは、当組合は、他の方法による共済掛金の払込みを認めることがあります。

(2) 分割払込み

- 1 共済掛金は、3 回に分割して払い込むことができます。
- 2 分割払いを適用した場合は、分割払の 2 回目以降の払込期日および払込金額は、当組合が予め指定するものとします。
- 3 2 回目以降の共済掛金が期日までに払い込まれなかったときは、払込期日の翌日から払込みのあった日まで共済金を支払いません。

【12】 その他

(1) 共済契約の継続

- 1 共済契約者から共済期間満了日の 1 ヶ月前までに、当組合に本共済契約を継続しない旨の通知がなく、かつ、当組合が本共済契約の継続を承諾した場合は、共済掛金の算定に必要な賃金総額関係資料の提出および継続契約の共済掛金（分割払込みの場合は、分割 1 回目の共済掛金）の払込みを条件として、共済契約は、共済期間満了日の翌日を継続契約の始期として継続されるものとします。
- 2 当組合は、当該共済契約年度の労働保険料にかかる概算労災保険料の算定基礎となった賃金総額が、倍（100 分の 200）以上になる見込みの場合には共済掛金を追徴し、半分（100 分の 50）以下になる場合には、共済掛金を返還します。また、準被用者（特別加入者）の追加異動の場合は共済掛金を追徴しますが、途中脱退の場合は共済掛金の返還はいたしません。

(2) 無事故割引

- 1 当組合は、当該共済年度前 3 年間継続して共済に加入し、この間、当該共済契約にかかる共済金の給付請求がなく、かつ、その当該共済年度掛金が 10 万円以上の共済契約者に対し、翌共済年度掛金の割引を行うものとし、所定の割引率により割引額および割引後の共済掛金を計算し、共済契約の継続の通知とともに、共済契約者に通知します。

(3) 共済契約の取消・無効

- 1 共済契約締結の際、共済契約について、共済契約者に詐欺行為および共済契約者の責めに帰すべき事由があったときは、この共済契約を取消し、すでに払い込んだ共済掛金は返還しません。
- 2 共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結したときは、この共済契約を無効とし、すでに払い込んだ共済掛金は返還しません。

(4) 共済契約の解除

- 1 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済証書記載の共済契約者にあてた書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、第 3 号の場合には解除する日の 30 日前までにその通知を行った場合に限り、
 - ①通知義務条項の通知をおこたった場合。この場合、当組合が承認請求書を受領したと否とを問いません。
 - ②共済契約者または被共済者（これらの者の代理人を含みます）が、相当の理由なく事業場の調査または不備の改善を拒んだ場合
 - ③前 2 号のほか、当組合がこの共済契約を解除する相当の理由があると認めた場合
- 2 前項第 1 号または第 2 号に基づく当組合の解除権は、当組合がそれらの事実のあることを知った日からその日を含めて 30 日以内に行使しなければ消滅します。
- 3 第 1 項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) 共済契約の解約

- 1 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- 2 ご契約の解約際しては、ご契約の共済期間のうち未経過であった期間の共済掛金を解約返戻金として返還いたします。
- 3 未経過の共済掛金の払い戻しの際に発生する振込手数料は、共済契約者負担とします。

(6) 満期返戻金・契約者配当金

- 1 この共済には、満期返戻金、契約者配当金はありません。

【13】 共済募集の方法

(1) 募集チャネル

- 1 共済代理店による、共済契約の締結の媒介を予定しています。

(2) 契約締結の手続き

- 1 共済契約の申込みをしようとする者に対して、以下の手続きにより契約を締結します。
 - ①共済代理店より重要事項説明書を交付

- ② 共済契約の契約概要及び注意喚起情報を説明
- ③ 所定の共済契約申込書に必要事項を記入/署名又は捺印
- ④ 共済掛金とともに提出

注意喚起情報 ～ご契約前にご注意いただきたい事柄

この「注意喚起情報～ご契約前にご注意いただきたい事柄」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約の前に必ず内容をご確認ください。ご契約後も大切に保管くださいますようお願いいたします。本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては後日お送りする普通保険約款を十分にご確認ください。

受付時間：平日午前9時～午後6時

共済協同組合みらいふ事務局 0120-1965-22

商品内容について、ご不明な点がございましたら共済協同組合みらいふ事務局までお問合せください。

【 1 】 告知義務・通知義務について

■ 告知いただく事項について（告知義務）

- 1 共済契約者は、本共済契約の加入申込みの際、次の告知事項について事実を正確に告知しなければなりません。
 - (1) 共済契約者の住所
 - (2) 事業場の住所、事業場の名称および事業主の氏名
 - (3) 事業の種類（概要）
 - (4) 平均被用者数
 - (5) 賃金総額、共済の型および掛金額
 - (6) 特別加入者の有無、特別加入者の氏名および希望する給付基礎日額
 - (7) その他当組合が示す事項
- 2 共済契約者または被共済者（これらの者の代理人をふくみます。第 2 項において同様とします。）が故意または重大な過失によって、告知事項について、当組合に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当組合は、書面により共済証書記載の共済契約者の住所にあてた通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
 - (2) 当組合が共済契約締結の際、前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - (3) 当組合のために共済契約の締結の媒介を行う事ができる者（以下、「共済媒介者」といいます）が、共済契約者または被共済者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (4) 共済媒介者が共済契約者または被共済者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 - (5) 当組合が共済金を支払うべき身体の障害が発生する前に、共済契約者または被共済者が、告知事項について書面をもって更正を当組合に申し出て、当組合がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合においては、共済契約締結の際、共済契約者または被共済者が更正すべき事実を当組合に告げても当組合が共済契約を締結していたと認めるときにかぎり、当組合は、これを承認するものとします。
 - (6) 当組合が前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて共済契約を解除しないで 30 日を経過した場合
- 4 告知事項中、第 2 項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当組合が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定は適用しません。
- 5 第 2 項の規定による解除が、身体の障害の生じた後になされた場合でも、当組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- 6 当組合は、第 3 項の規定によりこの共済契約を解除しない場合であっても、第 3 項第 1 号および第 3 号の場合には、その時までの間に生じた身体の障害については共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、当組合はその返還を請求することができます。

■ 通知いただく事項について（通知義務）

- 1 共済契約者は、共済契約締結後、約款第 16 条（告知義務）の告知事項に重要な変更が生じた場合には、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことができない事由によるときは発生を知った後遅滞なく、当組合所定の書面（以下、「承認請求書」といいます。）をもってその旨を当組合に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。ただし、その事実がなくなった後はこのかぎりではありません。

- 2 当組合は、前項の事実が発生したとき（共済契約者または被共済者がその事実を知らなかった場合は、その事実を知った時）から、前項の承認請求書を受領し、当組合が承認するまでの間に生じた身体の障害については、共済金を支払いません。ただし、その事実が当組合の行う危険測定に関係のないものであった場合は、この限りではありません。

【 2 】 重大事由による解除について

- 1 当組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済証書記載の共済契約者にあてた書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。ただし、第 3 号の場合には解除する日の 30 日前までにその通知を行った場合に限りです。
 - (1) 約款第 17 条第 1 項の通知をおこたった場合。この場合、当組合が承認請求書を受領したと否とを問いません。
 - (2) 共済契約者または被共済者（これらの者の代理人を含みます。）が、相当の理由なく、約款第 19 条の調査または不備の改善を拒んだ場合
 - (3) 前 2 号のほか、当組合がこの共済契約を解除する相当の理由があると認めた場合
- 2 前項第 1 号または第 2 号に基づく当組合の解除権は、当組合がそれらの事実のあることを知った日からその日を含めて 30 日以内に行使しなければ消滅します。
- 3 第 1 項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

【 3 】 共済契約の解約

- 1 共済契約者は、いつでも将来に向かって共済契約を解約することができます。
- 2 解約により共済契約が消滅した場合、未経過の共済掛金があるときは払い戻します。
- 3 未経過の共済掛金の払い戻しの際に発生する振込手数料は、共済契約者負担とします。

【 4 】 責任開始期について

- 1 当組合は、申込書類に記載の申込日と共済掛金（分割払込みの場合は、分割 1 回目の共済掛金）の支払日のいずれか遅い日の翌日の午前 0 時を、共済契約上の責任開始日とします。
- 2 前項の責任開始日の翌月 1 日を、契約日とします。ただし、責任開始日が暦日 1 日の場合は、責任開始日を契約日とします。
- 3 共済契約の申込みに対する承諾の通知は、共済証書の発行により行います。

【 5 】 保険金をお支払いできない主な場合

- 1 「契約概要【4】共済金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

【 6 】 共済掛金の払込み

- 1 共済契約の申込みをするときは、共済契約申込書を当組合に提出し、かつ、共済掛金を払い込まなければなりません。
- 2 当組合は、約款第 17 条（通知義務）第 1 項の承認通知をする場合において、共済掛金の変更となり、追加となるときは、期日を指定してその差額を請求します。共済契約者は指定期日までに払い込まなければなりません。
- 3 当組合は、共済契約内容が事実と相違していることを知ったときは、共済契約者に対し修正を請求し、共済掛金の変更となり、追加となるときは期日を指定し、その差額を請求します。共済契約者はこの指定期日までに払い込まなければなりません。
- 4 共済契約期間内であっても、共済契約者が共済掛金を払い込んでいない場合は、払い込みがあった日まで、共済金を支払いません。
- 5 共済掛金の払込み方法及び期日は次のとおりです。
 - ①一括払 ⇒ 初回は集金又はお振込、次回から口座振替又はお振込
 - ②分割払 ⇒ 分割回数は 3 回 初回は集金又はお振込、次回から口座振替又はお振込
2 回目以降の払込みは、労働保険料納入通知書にてご通知いたします。払込み時期は、6 月 5 日、10 月 5 日、1 月 5 日（金融機関が休日の場合は翌日）のいずれかの労働保険料口座振替日（お振込の場合は、原則、労働保険料納入通知書で指定した日となります。）
※初年度共済掛金の分割金額及び払込日は、『みらいふ労災共済契約申込書』又は『共済加入者証』にてご確認いただけます。
 - ③次年度以降の共済掛金の払込期日は次のとおりです。
※次年度分共済掛金の払込期日は、ご加入いただいた月によって決まります。労働保険料納入通知書にて

共済掛金のご案内をいたします。

《一括払 / 口座振替の場合》

共済期間の始期	
8月（7月加入）	
9月（8月加入）	
10月（9月加入）	➡ 6月5日
11月（10月加入）	（労働保険料Ⅰ期）

共済期間の始期	
12月（11月加入）	
1月（12月加入）	
2月（1月加入）	➡ 10月5日
3月（2月加入）	（労働保険料Ⅱ期）

共済期間の始期	
4月（3月加入）	
5月（4月加入）	
6月（5月加入）	➡ 1月5日
7月（6月加入）	（労働保険料Ⅲ期）

（※金融機関が休日の場合は翌日）

《一括払 / お振込の場合》

お振込の場合も基本は上記の通りです。（払込日は、原則、労働保険納入通知書で指定した日となります。）

《分割払 / 口座振替・お振込の場合》

次年度掛金の1回目の払込時期は、初年度に発行する『共済加入者証』でご確認いただけます。

（例：初年度掛金の3回目が10月5日の場合、1月5日が次年度掛金の1回目となります。）

（お振込の払込時期は、原則、労働保険納入通知書で指定した日となります。）

④次年度掛金の算定方法は次のとおりです。

次年度掛金の算定は、原則、直近の年度の概算労災保険料の算定基礎となった賃金総額に基づきます。

【 7 】 共済掛金の払戻その他返戻金

1 共済掛金の返還に該当する場合には、普通共済約款の規定により、共済掛金の精算を行います。

【 8 】 保険金の支払いについて

1 当組合は、当該労働災害についての労災保険法等による給付の支給決定通知に基づく共済金の請求を受けた日から30日以内に共済金を支払います。ただし、共済金支払いのため調査を行う必要があるときは、その調査の終了後遅滞なく共済金を支払います。

【 9 】 共済金請求権の時効

1 共済金請求については時効（3年）がございますのでご注意ください。共済金請求権が発生する時期等の詳細は普通共済約款をご確認ください。

2 労働基準監督署から支給決定通知を受けた日の翌日から起算して、3年間共済金の請求がないときは、時効によりその請求権が消滅します。